

第三十四回国会 建設委員會議議録 第九号

昭和三十三年三月九日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 羽田武嗣郎君

理事井原 岸高君 理事木村 守江君

理事二階堂 進君 理事堀川 恭平君

理事南 好雄君 理事山中 吾郎君

理事塚本 三郎君

逢澤 寛君 川崎末五郎君

島村 一郎君 砂原 格君

橋本 正之君 服部 安司君

廣瀬 正雄君 堀内 一雄君

石川 次夫君 岡本 隆一君

兒玉 末男君 實川 清之君

山中日露史君 今村 等君

出席政府委員

建設政務次官 大沢 雄一君

建設技官 神田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門員 山口 乾治君

三月四日

中央自動車道東京、小牧間の予定路線を定める法律制定促進に関する請願(福田篤泰君外一名紹介)(第七四六号)

津山姫路線の国道編入等に関する請願(堀川恭平君紹介)(第七四七号)

東海道高速自動車道建設促進に関する請願(八木一郎君紹介)(第七六七号)

同(小金義照君紹介)(第八五〇号)

同(長谷川保君紹介)(第八八一号)

県道本宮線舗装に関する請願(山本猛夫君紹介)(第七六八号)

入間川改修に関する請願(山口六郎次君紹介)(第九二二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

住宅地区改良法案(内閣提出第八六号)

公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

○羽田委員長

これより会議を開きます。

住宅地区改良法案、公営住宅法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

前会、村建設大臣より提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、この際神田住宅局長より補足説明を聴取いたします。

神田住宅局長。

○神田政府委員

ただいま議題となりました住宅地区改良法案につきまして逐条説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めたものでございます。不良住宅が密集する地区について、その劣悪な環境を除き、健全な住宅地区に形成することによってその環境の整備改善をはかり、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進することを目的とし、その目的を達成するため住宅地区改良事業の遂行上必要な規定を定めることとしていたしております。

第二条は、この法律において用いている特別の用語の定義を掲げてございます。

第一項は、住宅地区改良事業について定めてございます。住宅地区改良事業は改良地区の整備に関する事業及び改良住宅の建設に関する事業とからなり、建設大臣が指定した改良地区内の不良住宅の除却、改良地区を健全な住宅地区に形成するため必要な土地の整備及びこれらの事業によって住宅を失うこととなる者を入居させる改良住宅の建設を内容としております。

第三項は改良地区について定めてございます。改良地区とは住宅地区改良事業によりその環境の整備改善をはかりとする土地の区域であり、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険または有害な状況にある一団地で建設大臣が指定したものでございます。

第四項及び第五項は不良住宅について定めてございます。不良住宅とは、人が居住する建築物でその構造または設備が著しく不良であるため、住宅として用いることが著しく不適当なものであり、その判定は政令で定める詳細な客観的基準によつて行なうことといたしております。

第六項は改良住宅について定めてございます。住宅地区改良事業の施行者は、改良地区の指定の日、その地区内に居住する者で、事業の施行に伴つて住宅を失うこととなり、そのため住宅に困窮するであろうと認められるものの世帯数だけの住宅を建設する義務を負つてゐるのでありますが、その建設される住宅を改良住宅と名づけてい

るのでございます。

第七項の地区施設と申しますのは、改良地区内の土地の整備を行なつた後に集団的に建設される住宅の居住者の共同の福祉または生活上の共同の利便のために必要であると認められる施設でございます。第八項の公共施設と同様政令で列挙することといたしております。

第三項は住宅地区改良事業の施行者について定めてございます。住宅地区改良事業は住民の安全、健康及び福祉の保持を目的とするものであること、改良住宅を長期にわたつて低額の家賃で提供する必要がありますことなどの理由から地方公共団体が行なうものとし、原則的には市町村が、市町村が行なうことが財政的に困難である場合等には都道府県が施行するものとしたのでございます。

第四項は改良地区の指定の要件及びその手続について定めてございます。

第一項は、建設大臣が改良地区として指定することができ土地の具備すべき条件を定めたものでございます。住宅地区改良事業の事業計画を定めるためには建設すべき改良住宅の戸数を確定する必要がありますので、事業計画の認可に先だつて、あらかじめ改良地区の指定を行なうこととしたのでございます。

第三項で、都市計画区域内の土地につきましても改良地区指定の際都市計画審議会の議を経ることとしたし、

したの、住宅地区改良事業を行なうべき区域と他の都市計画との調整をはかるためでございます。

第五項は住宅地区改良事業の事業計画の認可について定めております。住宅地区改良事業の事業計画につきましても、関係権利者の保護、技術的な設計能力の補充の必要から建設大臣の認可を必要とすることといたしました。

第六項は事業計画で定めるべき内容及びその準拠すべき原則を定めてございます。

事業計画は改良地区内の土地の利用に関する基本計画及び住宅地区改良事業の実施計画とからなつております。改良地区内の土地の利用に関する基本計画は、改良地区内の土地について整備を行なつた後の住宅、地区施設等の用に供する土地の配置について定めるものであります。実施計画と別個にこれを定めることとしたしたのは、整備完了後の土地に建設される改良住宅以外の住宅、地区施設等は、施行者以外の者が設置することとしてゐるためであります。

第四項は住宅地区改良事業の目的を具体化した条文であります。改良地区の環境の整備改善は単に不良住宅の除却を行なうのみでは目的を達することができず、これを健全な住宅地区に形成することが必要であるためであります。

第六項は改良地区内の土地の利用に関する基本計画を定めない例外的な場合について定めたものであります。土地の利用に関する基本計画は、第四項の規定により改良地区を健全な住宅地

区に形成するように定めなければならぬが、公共施設に関する都市計画が決定されているとか、建築基準法による工業専用地区の指定がなされている住宅を建設することができない場合等にはこれを住宅地区とすることはできませんので、土地の利用に関する計画は作成しないこととしたしております。

第七項は土地の利用に関する基本計画で住宅の用に供すべき土地と定められたものには改良住宅、公営住宅、日本住宅公団法の規定による住宅等の公共的性格を有する住宅を建設すべきことを定めております。改良地区内の土地を整備するためには土地の取用も認めることとしておりますので、限定するものが適当であると考えられるからであります。

第七項は施行者が事業計画を定める際に、それに関係のある地方公共団体、行政機関等と協議すべきことを定めたものであります。公共施設及び地区施設につきましては、法令上その設置について制約がある等十分調整をとっておく必要があるもので、あらかじめ関係のある管理者、行政機関との間で協議を行ない、改良地区内で住宅の建設を行なうとする者につきましては、整備完了後に建設計画等についてあらかじめ十分な打ち合わせを行なうことにより住宅地区改良事業の円滑な施行を確保する趣旨のものでございます。

第八項は事業計画の認可があった場合の公示方法について定めてございます。

第九項は事業計画の認可後の改良地区内における建築制限について定めたものであります。住宅地区改良事業の

円滑な施行を確保するため、おおむね土地地区図整理法の規定と同様に、事業計画の認可後、改良地区内においては、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物、工作物の新築等は都道府県知事の許可を受けないで行なうことはできないこととしたしております。第四項以下の規定は建築制限に違反した行為に対する是正措置及びその手続等について定めてございます。

第十項は改良地区内の不良住宅はすべて除却しなければならぬことを定めてございます。改良地区の環境を整備改善するためには、地区内に不良住宅が存在しないようにする必要がありますが、その際これを取りこわさず単に地区外に移転させるとすれば、移転先で再び劣悪な環境の地区を形成することとなるので、施行者に取りこわしの義務を課したものであります。

第十項は不良住宅を除却するためには必要な手段として不良住宅の取用及び明け渡し命令について定めてございます。不良住宅を取りこわすためには、まず不良住宅の所有者との話し合いによつてこれを取得する必要がありますわけであり、話し合いがつかない場合には住宅地区改良事業の目的を達成するため、施行者が不良住宅を取用することができることを規定してあります。

第二項は施行者との話し合いによつてすでに補償金の支払いを受けたにもかかわらず、これを施行者に明け渡さない者に対して、明け渡し命令を出す権限を施行者に与えたものであります。これは本来民事訴訟手続によつて明け渡しの義務の履行を強制すること

ができるわけであり、実際上相当の期間を必要とし、そのために事業の施行が延引することになれば、すでに住宅を除却された地区内の他の居住者が改良住宅に入居する時期がすぐれたといった不都合が生じることとなりますので、行政的な手段が必要であると考えられるからでございます。

第十二項は改良地区内の土地を健全な住宅地区に形成するために必要な土地の整備について定めてございます。改良地区内の土地の利用に関する基本計画で定められた用途に従い、必要な土地の区画、形質の変更、整地等を行なうことによつて、改良地区は健全な住宅地区となり、その環境の整備改善の目的が達成できるわけでございます。ここで土地の形質の変更と申しますのは、低湿地のかさ上げ、崩壊防止のための擁壁の設置等を考えております。

第十三項は土地の整備のために必要な土地の取用及び建築物の移転命令等について定めてございます。土地の整備のためにはその土地を取得する必要がありますが、話し合いによつて取得できない場合には、第十一項で御説明申し上げましたのと同様の趣旨で、これを取用してその所有権を取得し、または土地取用法第五条第一項各号に掲げております地上権、賃借権等の土地に関する権利を取用してこれらの権利を消滅させることができることとしたしてございます。

第二項の規定は、第十一項第二項と同様の趣旨の規定でありまして、すでに物件の移転について施行者と話し合っているにもかかわらず、その義務を履行

しない物件の所有者に対してその物件の移転を命ずることができることとしたものであります。この場合所有者が移転するのを容易にするために物件の占有者に対して、物件をその所有者に引き渡すべきことを命ずることができるとしてございます。不良住宅は除却いたしますので移転命令の対象とはいたしません。

第十四項は改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要な施設の設置について定めております。住宅地区改良事業により住宅を除却する際に改良住宅の建設が間に合わず、居住する場所がない場合等必要があるときは、一時的に居住する場所を提供することを施行者の義務といたしました。

第十五項は前条の一時収容施設、その他の事業施行上欠くことのできない施設の設置のため必要な土地の使用等について定めてございます。

第十六項は、この法律の規定による取用または使用の手続、効果等については土地取用法の規定が適用されることを定めてございます。

第十七項は、改良住宅の建設の義務について定めてございます。

第一項は改良地区の指定の日におきまして、改良地区内に居住する者で住宅地区改良事業により住宅を失はば住宅に困窮することになるであらうと認められる世帯数を調査し、その世帯数に見合うだけの戸数の住宅を建設しなければならぬことと規定してあります。世帯数といたしたのは、一戸に一世帯を居住させることが本来的であると考えたためであります。

第二項では前項の戸数の増減について定めてございます。地区外に転居する者があつたり、地区指定当時には住宅に困窮していなかったが、後に困窮することとなった者があつたときは、建設戸数を増減する必要があるため、これについて規定を設けました。

第三項は改良住宅の建設場所について定めております。改良地区内に住宅を建設することが法令の規定によつて禁止された場合は著しく不適当である場合、改良地区の面積が小さいために建設すべき全戸数を収容しきれない場合等の特別の事情がある場合を除いて改良地区内に建設すべきものとした。

しております。ハに掲げるものは地区指定後に結婚その他の理由でイまたはロに掲げる者と同一世帯に属することとなった者でございます。第二号は、改良地区の指定の日から災害によつて住宅を失うまで引き続いて地区内に居住していた者であります。第三号は第一号または第二号に掲げる者と改良住宅入居当時同一世帯に属している者であります。以上申し上げました者のうち改良住宅に入居を希望し、かつ住宅に困窮していると認められる者を施行者は改良住宅に入居させなければならぬわけでございます。

第十九条は改良地区内の土地について整備を完了した後は、施行者はみずから改良住宅を建設する土地以外のものを事業計画に従つて、公共施設の管理者等に引き渡すべきことを定めてございます。

第二十条は住宅地区改良事業の施行の準備またはその施行にあつて測量または調査のため他人の占有する土地に立ち入り権限及びその手続等について定めてございます。土地区画整理法には同一の規定がございます。

第二十一条は測量または調査を行なうにあつて、必要な障害物の伐除及び試験等を行なうには市町村長等の許可を要することを定めてございます。

第二十二条は他人の占有する土地に立ち入る場合に携帯すべき身分証明書等について定めてございます。

第二十三条は測量及び調査に必要な立ち入り、障害物の伐除等に伴う損失の補償について定めてございます。

第二十四条は測量標識を設置する権限について定めてございます。

第二十五条は住宅地区改良事業の施行に要する費用は施行者が負担するものが原則であることを定めてございます。

第二十六条は不良住宅の除却に伴う受益者負担について定めてございます。改良地区が建築基準法の工業専用地区内にあるような場合には、土地の整備に関する事業は行なわず、従つて施行者が土地を取得することもないわけでありますが、不良住宅の除却だけは行ないますため、その不良住宅の存在する土地の所有者が、これによつて著しく利益を受ける場合がありますので、公平の見地から受益者負担金を徴収することができるといたしまして、

第二十七条は事業の施行に要する費用に関する国の補助について定めてございます。不良住宅の買収及び除却に要する費用の二分の一以内及び改良住宅の建設用地の取得及び宅地に造成する費用及び建築に要する費用の三分の二以内を補助することができると規定してあります。これは住宅地区改良事業を促進し、改良住宅の家賃を第二種公営住宅程度の低額のものとする趣旨から定めたものでございます。

第二十八条は、住宅地区改良事業の促進をはかるため都道府県も市町村に對して補助することができるとを定めてございます。

第二十九条は、第二十七条の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、公営住宅法による第二種公営住宅に準じて行なうことと定めてございます。

第三十条は施行者が事業計画に関する図書を利害関係者に閲覧させる義務を負うことを定めてございます。

第三十一条は、施行者が書類の送付にかえて公示送達を行なうことができるとを定めてございます。

第三十二条は、国及び地方公共団体が協力して住宅地区改良事業の円滑な施行をはかる趣旨で技術的援助を請求することができるとを定めてございます。

第三十三条は、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するために必要な建設大臣の監督処分権限について定めてございます。

第三十四条は、住宅地区改良事業の施行の促進または改良住宅の適正な管理処分を確保するため必要な建設大臣または都道府県知事の報告の徴取、勸告について定めてございます。

第三十五条は建築制限に違反した建築物等の移転命令、不良住宅の明け渡し命令等に対する異議の申し立て及び訴願について定めてございます。

第三十六条は改良地区の指定、事業計画の認可等についてあらかじめ厚生大臣と協議すべきことを定めてございます。

第四章は罰則について定めてございます。

附則でありますが、第一項はこの法律の施行の日、第二項は不良住宅地区改良法の廃止について定めてございます。

第三項の登録税法の一部改正は、住宅改良事業の施行のために施行者が行ないます土地、建物の権利の取得の登記等について登録税を課さないことを定めてございます。

第四項の建設省設置法の一部改正は、建設本省の不良住宅地区改良に関する事務を住宅地区改良法の施行に関する事務と改めたものであります。

第五項の国有財産特別措置法の一部改正は、地方公共団体等が国から貸付を受けて住民を居住させている建築物等を住宅地区改良事業によつて取り直し、改良住宅を建設する場合には、国は、その建築物を譲与し、またはその敷地を改良住宅の標準建築費のうち用地費相当額で施行者に譲渡することができるとしたものであります。

第六項の租税特別措置法の一部改正は、土地収用法等による収用の場合は、譲渡所得に対する所得税の賦課の特例等を住宅地区改良法による収用についても認めようとするものであります。

以上でこの法律案の逐条ごとの説明を終わりますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、公営住宅法の一部改正法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

異常な天然現象のうち地震、台風等については、一般にその被害が相当広範にわたるので、現行法の基準、すなわち被災戸数が被災地全域で五百戸以上または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上の基準がおおむね妥当であると考えられます。ところが、異常な天然現象のうち、集中豪雨のようにその被害が局部的に集中するものが最近ときどき見られるのであります。この場合においては被災した住宅の戸数が相当に大きくても、その被害が局所的な小範囲に限られるので、法定の基準に該当しないことがありますし、また

将来においてもそういう場合が予想されるので、火災の場合との均衡を考慮し、異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準に加えた次第であります。

○羽田委員長 質疑に入ります。質疑の通告がありますから順次これを許します。

山中吾郎君。

○山中(吾)委員 ただいま説明をしてもらいました住宅地区改良法案並びに公営住宅法の一部改正について質問を申し上げます。

住宅地区改良法案の立法の趣旨については私賛成でございます。むしろおそきに失したと考へておるのでありますけれども、この執行の面について疑点を持っておりますので、お聞きいたしたいと思ひます。

まず第一に、この法案の実施についてどの程度に事業を計画されておられるか、この法案の裏づけである予算の関係、その点についてお伺いしたい。

○神田政府委員 三十五年度におきましては、改良住宅の建設戸数は二千戸でございます。なお清掃費等もございまして、国庫補助の予算総額は約八億円でございまして。

○山中(吾)委員 それについて、同和地区とか引揚者住宅地区その他の不良住宅地区についての区分けをして、それに対して実施計画を立てておられるのですか、そうでないのですか。

○神田政府委員 具体的に、本年度事業を実施します地区につきましては、ただいま地方公共団体から要望をとりまして打ち合わせ中でございます。

れたように、現在の住宅で住むに事欠かないというような状態であったのが、いわゆる不良住宅地区という指定を受けたためにその新しい建物に入る。そのために現在よりも住宅費が高まるということになりますと、人間の生きていくためには住宅だけではどうにもしようがないので、かえって生活に重圧を加えるような状態になりはしないかというような心配は何人も考えざるを得ない問題だと思ふのです。そういう点から考えまして、問題点とは不良住宅地区というものをどういうような基準で定めるか。この第二条の第五項では、政令で定める詳細な客観的基

準によつてあります。このいゝゆる政令で定める詳細な客観的基準といふのはどういふものか。これによつて非常に問題が起つて参るだらうといふふうな考えを持たれます。たとえばきつめて零細な、発言権の少ない、意図的に不良住宅地区といふようなことに指定されるような場合はないだらうと思ひますが、そういうようなことがあつたならば、この法律の美名に隠れて零細な国民を非常に圧迫するといふ結果になりはしないかといふような心配がありますので、この政令で定めるといふのはどういふような基準で定めるのか、これを御説明願ひたい。

○神田政府委員 不良住宅の判定の基準といふは政令で定めるわけではなく、建築物の軸部、屋根及び外壁の腐朽破損の程度、建築物の基礎、柱の小径、屋根ふき材料、床高及び天井高等が正常な状態であるかどうか。また仮設または転用等の使用関係、そのほか設備といふは、吸排水設備、便所及び炊事施設の位置、形状、使用状態等の良否の別につきまして、一定の判定の尺度を定めまして、これに基づきまして現地調査を行なつて具体的に決定するようになつていふと思ひます。

○木村(守)委員 ただいまいろいろ細かい基準を申されましたが、その基準のすべてがそういうふうな該当したものか。あるいはその一つ一つ、今幾つか、十ぐらい申されましたが、そのうち五つくらいあれば該当基準に入れるのか。この問題で非常に問題が起つてくると思ひます。こと

に便所の問題、今申しましたけれども、日本の便所、下水の汚物処理の状態、こういうものを考えますと、相当の部分が該当するような格好になつてしまふのではないかと考えられるので、幾つかあげられませんでしたものの、それくらい入れれば不良住宅地区と政令で定める地区に入るか、かなり問題じゃないかと思ひます。

○神田政府委員 具体的な問題といふことは、ただいま申し上げましたよりな事項につきまして点数制で採点をする。その点数の合計によつて判断するといふふうになつていふと思ひます。

なお、この政令で定める基準の中に改良地区として指定する地区の基準もあるわけですが、ただいま考へておられますのは大体五十戸程度を越した不良住宅が密集しておるところを採用的。なお、その密集の度合いでございまして、地形等の関係もございまして、八割程度を越した該当した不良住宅で占められておるところは改良地区に指定したいといふか、よりに政令で定めたいといふふうにかへておるわけでありまして。

○山中(喜)委員 家賃のことで先ほどお尋ねしたことについてのお答えは、減免を十分にすることとお答えなんです、私の要望とは違ひます。私は現在住んでおるすべての住民が、ある程度収益の多い者、少ない者とあると思ひますが、改良住宅を建てた当座一年とか二年とかは現在の家賃をくぎづけにしてそのままで入れてやるのだ。そして生活習慣といふものを新しい住宅、よい住宅による生活といふ新しい生活習慣の適応性ができるに従つて妥

当なる家賃を、ある者は公営住宅法に基づいてある基準によつて減免の勘案をするといふことはその次の段階にすべきじゃないか。せつかく福祉政策として出発をした住宅政策が、その辺が画一的な行政といふことによつて非常に冷たいものになつてくる。われわれの生活習慣は、豊かな生活をしておるものが少しも下つて来たときには非常に苦痛を感じるといふ生活心理がある。そういうことを含んで、こういう住宅法を出すとときには、わずかな費用なのであるから、それである程度の期間を延ばせばそれにかけた建設費といふものは還元されてくるわけでありまして、現状の住宅に住んでおる者の現状の家賃をそのまま一定の期間を移すのだ、その後に住宅法に基づいた減免の法則を適用するといふような行き方をとるのが私は一番望ましいのだ。そして非常に喜ぶだらうと思ひます。最小の費用で最大の民主政治の効果をあげられるものかと思ひます、私はお聞きしたわけなんです。

そこで局長並びに次官もお聞きなすから、次官から、今度何か政治的な立場で、こういうときには半期でも一年でも、あるいはできれば二年、三年家賃をくぎづけにするという方針でこの法案を実施されることが私は非常に望ましいと思ひます、その辺の所見をお聞きしたいと思ひます。

○大沢雄政府委員 ただいま山中委員からお尋ねの点は、福祉施設としてこの改良住宅の問題を言う場合にはきつめて重要な問題だと存するわけでございます。改良住宅につきましては、福祉政策の面と、さらにまた住宅

政策の面から、ことに建設省といふはましては考へておりますので、ただいまの御意見のところには踏み切れないかつたわけでございますが、それにかかりまして、今、住宅局長からお答えがありまして、今、厚生省並びに労働省と連絡をとりまして、できるだけ減免の制度を活用して参る、そして福祉政策としての面はそれによつて何とか達成していきたいといふ考へ方についているわけでありまして。

私も当初といたしましては、この不良住宅地区の国庫補助につきましては、第二種公営住宅よりもさらに補助率をもう少し引き上げまして、家賃の基準をもっと安くしたい、実はそういう考へて出発したのでございまして。しかし、いろいろな経緯のもとに、第二種公営住宅の補助率と同様のものになりまして、現状におきましては、散在して存在しております第二種公営住宅に入つておられる者の均衡等の問題もございまして、こういうことになった次第でございまして、御質問の趣旨はよくわかりますが、私どもといたしましては、できれば補助率を第二種公営住宅よりも引き上げまして家賃の軽減をはかつていきたい。一定期間現状の家賃でくぎづけにするといふことはなかなか問題もあらうかと思ひますので、そこまで考へなかつたような次第でございまして。

○山中(喜)委員 実態は、おそらく家賃は二百円とか三百円とか非常に安いものに入つておる。あるいは引揚者の兵舎の中に入つておる。岩手の盛岡にもあるのです。従つて、それを千円とか、減免をして八百円にしても、実は二倍、三倍になる。そういうことから

考へて、貧しい人々は貧しいながらにそういう支出の構成があるのですから、二百円が四百円になつても、子供に学用品を買つてやるというふうなところの中に暗い面が出るのです。金額からいつたらまことに少ないものであつて、それを少し措置すれば非常に明るい政治になるのです、そういう趣旨から申し上げておるのですが、公営住宅法の適用といふものは排除できない、減免の基準といふものはあるのですから。そういうことならば、私は少なくとも公営住宅の基準に基づいて減免方針をきめて、千円にする人、八百円にする人が出ると思ひますが、猶予期間を置いて、一ぺんにやらないで、一年間に百円ずつ上げていくといふようなことはできるんじゃないですか。神田その他から引き揚げてきた人々で、八畳の部屋に子供を含んで七人がざと寝をしていふといふような生活がまだしてゐる。それがこの対象になると思ひますが、それが現実には盛岡でそれを見ておるわけなんです。そういうことを考へたときに、新しい家に入るんだから、そして特に減免をしてやるんだぞ、従つて今より高くなつて、二倍くらいになつても仕方ないんじゃないか、というふうなことは、せつかくこういういふ法案が施行されるにもかかわらず、住民からいふたならば、何かありがたいといふような印象を与えておると思ひます、少なくとも一年間くらいは新しい生活に適応することのできる猶予期間を与えるのが、私は非常に大事ではないかと思ひます。そういうこともできませんか。

○神田政府委員 われわれの方で今日まで事業を実施して参りまして、いろ

いろいろ調査をしておるわけでございますが、大体今日まで実施して参りました不良住宅地区と称せられるものに住んでおる居住者の現行の家賃は、六、七、八百円程度平均納めておるわけでございます。なお、場所によりまして一日百円というような家賃を納めておる方もあるわけでございます。そういうようなことでございまして、私たちがいたしましては、減額の基準を活用することによって、個々の人にとりまして実際に四、五百円しか家賃として払えないというような方には、そういう取り扱ひも——公営住宅の管理関係の規定におきましては、そういう減額の基準につきまして最低の基準というようなものを定めてあるわけではないわけでございます。従いまして、個々の場合につきましてはそういう取り扱ひをされる方もあるのではないかと考えておるわけでございますが、一律に今までの家賃を引き上げないで、一年なりあるいは半年なり、そういう家賃で住む権利があるというような考え方はいたしてないわけでございます。それぞれの収入に応じて、やはり応分の家賃は支払っていただきたい、かように考えております。

○山中(善)委員 その点はどうも私費成しがたいので、一応意見の対立のまゝ保留しておきます。それから、今説明をお聞きしますと、除去についての補助が二分の一、建設費が三分の二、こういう補助の差別をしておりますね。それで、不良住宅の場合には、なるだけ家賃を安くしてやるという立場からいいますと、除去の費用が二分の一ということなので、建築費そのものではなくても、不良住宅を改良して新しい住宅を建てる一貫した事業なので、何もないところに新しい住宅を建てるよりは、事業主体がらいうと費用がかかる。従って、家賃は普通の場合よりもどこか高くするといふ導因が含まれていゝかと思うのです。こういう法案の内容を見ますと、これは、大蔵省との折衝で除去費と建設費を差別待遇に押されてしまったのだらうと思ふのですが、今、次官のお話のように補助率を多くして建設費を少なくし、家賃を少なくする方向に努力をしたのであるけれども、なかなかできなかったというところですけれども、実際は除去費が二分の一です。それから、普通の場合よりもさらに事業主体からいつたらかかると、家賃を高くするといふ刺激が含まれておる。そういう点は疑問なのですが、この点についてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

宅を改良して新しい住宅を建てる一貫した事業なので、何もないところに新しい住宅を建てるよりは、事業主体がらいうと費用がかかる。従って、家賃は普通の場合よりもどこか高くするといふ導因が含まれていゝかと思うのです。こういう法案の内容を見ますと、これは、大蔵省との折衝で除去費と建設費を差別待遇に押されてしまったのだらうと思ふのですが、今、次官のお話のように補助率を多くして建設費を少なくし、家賃を少なくする方向に努力をしたのであるけれども、なかなかできなかったというところですけれども、実際は除去費が二分の一です。それから、普通の場合よりもさらに事業主体からいつたらかかると、家賃を高くするといふ刺激が含まれておる。そういう点は疑問なのですが、この点についてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○樺田政府委員 古い建物を買取し除却する清掃費でございますが、御承知のように、この間におきましては二分の一の補助率になっておるわけでございますが、これは家賃計算には清掃費は入らないことになっておるわけでございします。

なお、こういった実施につきましても、非常にいろいろむずかしい障害のある事業でございますので、もっと高率補助にすべきではないかという要望は事業主体の立場から当然出て参るかと思ふのでありますが、この法律案によつて廃止いたします不良住宅地区改良法の方におきましては、全部精算補助で、清掃費におきましても住宅建設費におきましても二分の一の補助であつたわけでございます。さうなことを

から考えまして、今日まで古い不良住宅地区改良法を使えなかつたというのは、そういうようなところに原因の一つがあるわけでございしますが、少なくとも家賃計算に影響のある建設費につきましては、旧来の不良住宅地区改良法のより前進いたしました、三分の二の国庫補助というにいたしましたわけでございます。

○山中(善)委員 改良するのですから、除去と建設を含んで改良費一本で三分の二の補助というふうな予算の立て方というのは主張できるのではないかと私は思ふのですが、この点の今後の努力は建設省としていただかないと、不良住宅に住んでおる特に貧困者に対する住宅政策としては満点にはならないと思ふのです。将来の問題についての方針としてお述べ下さつてもけっこうであります。次官からその点をお聞きして、一応私の質問は打ち切ります。

○大沢(雄)政府委員 お説の通り一つ努力いたしたいと考えております。

○羽田委員長 二階堂君。

○二階堂委員 私二、三の点について当局にお伺いをいたしたいと思ふのです。

ただいまは山中君から家賃等の問題についていろいろ質問があつたわけですが、今回のこの法律改正によつて、不良住宅に住んでおる人がりっぱな家に住めるようになるということは、住宅政策の上からいつても、また社会政策の上からいつても、私は非常な前進であると考えております。問題は、先ほどからいろいろ議論になつておりますように、新しい住宅に移つた者が高い家賃を支払うよりなこ

とになつては、かえつてこの法案の本来的趣旨に沿わない。特に社会政策の上から考えれば不合理な結果になつてくるといふようなことが心配をされるわけでありまして、先ほどからいろいろ局長の説明を聞いておりますと、そういうことはないんだ、こういうような御説のように私は拝聴いたしましたのでございしますが、そこで問題は、不良住宅に指定される地域に住んでおる人たちの実態が一体どうなつておるかというのとどうお思ひつておられます。局長の話によりますと、一日に百円ずつ支払つて寝泊りしている人もある。そうしますと、月に三千円なんです。あるいはまた六、七、八百円家賃を支払つておるというところがあります。これはあなたの方で実態を調査された結果によるものか、ただ文獻等によつて一応大体この程度だということでお話しになっておるのか。あるいは、どこどこ地区の不良住宅と考へられておるような特定の地域に居住している人の生活の実態といふものをよく御調査になつた上のお話なんです。私はこれは厚生省の方も一つ来ていただいで、よく事情を聴取してみたいと思ふのですが、大体一がい不良住宅といふと、きわめて生活能力の少ない、その日暮らしの人が住んでおるのじゃないかと思つておる。そうしますと、ふろ屋に行く金四、五円でも非常に困る人がたくさんおるわけなんです。これを五円上げるだけでも世間では願ひである。私はそういう人が不良住宅といわれる区域に住んでおる人じゃないかと思ふのです。先ほどからいろいろ問題になつておりますが、せっかく不良住宅を解消してりっぱなうちを作つてそこに住ま

せるといふことはけつこうなんです。が、そこに住んでおる人たちの実態といふものが一体どうなつておるのか。中には貧しげに住んでおつても相当な収入をあげておる人がおるかもしれせん。山中君のように、一般の理想案として、現在の家賃で少なくとも一年ないし二年そのまゝくづけにしておいて、上げるならば漸次上げていったらいいんじゃないかという議論もありまして、これは一般原則論としては私は賛成なんです。が、かりに一日百円そこで生活にも困つておる人もあるかもしれぬし、あるいは数万、数十万というような貯金をしていゝ人もあるかもしれぬ。そういう人が、直つた場合に、支払い能力がある場合には、ある程度りっぱなうちに住むのですから、ある程度家賃をふやして、そのふやされた家賃だけ支払うのは当然だと思つておられます。国が相当費用を持つて、公共的な政策として住宅を提供するわけですから、その公共性という上からいつても、支払い能力のある者はある程度家賃をよけい払つてもいいと思ふのです。しかし、かなりの部分の人は私はそういう人ではないんじゃないかと思ふ。これはこの法案が部会に提出されたときから私はこの問題を取り上げて、局長にもいろいろその点を念を押しておいたわけでございまして、全国に約二十万戸と推定される不良住宅に住んでおる人がおるといわれておるのです。が、この地区も相当の地区に上つておると思つております。あなた方はこういう地区の実態を的確につかんで、そして今回の法律によつて支

たいていは山中君から家賃等の問題についていろいろ質問があつたわけですが、今回のこの法律改正によつて、不良住宅に住んでおる人がりっぱな家に住めるようになるということは、住宅政策の上からいつても、また社会政策の上からいつても、私は非常な前進であると考えております。問題は、先ほどからいろいろ議論になつておりますように、新しい住宅に移つた者が高い家賃を支払うよりなこ

せるといふことはけつこうなんです。が、そこに住んでおる人たちの実態といふものが一体どうなつておるのか。中には貧しげに住んでおつても相当な収入をあげておる人がおるかもしれせん。山中君のように、一般の理想案として、現在の家賃で少なくとも一年ないし二年そのまゝくづけにしておいて、上げるならば漸次上げていったらいいんじゃないかという議論もありまして、これは一般原則論としては私は賛成なんです。が、かりに一日百円そこで生活にも困つておる人もあるかもしれぬし、あるいは数万、数十万というような貯金をしていゝ人もあるかもしれぬ。そういう人が、直つた場合に、支払い能力がある場合には、ある程度りっぱなうちに住むのですから、ある程度家賃をふやして、そのふやされた家賃だけ支払うのは当然だと思つておられます。国が相当費用を持つて、公共的な政策として住宅を提供するわけですから、その公共性という上からいつても、支払い能力のある者はある程度家賃をよけい払つてもいいと思ふのです。しかし、かなりの部分の人は私はそういう人ではないんじゃないかと思ふ。これはこの法案が部会に提出されたときから私はこの問題を取り上げて、局長にもいろいろその点を念を押しておいたわけでございまして、全国に約二十万戸と推定される不良住宅に住んでおる人がおるといわれておるのです。が、この地区も相当の地区に上つておると思つております。あなた方はこういう地区の実態を的確につかんで、そして今回の法律によつて支

払い能力はかなりあるものだ、われわれがそう心配するものではないといふに断定される自信があるかどうか。こういう点をお伺いしておきたいと思うのです。

○神田政府委員 先ほど実際に不良住宅に居住している者の負担しておる家賃の例を申し上げてございしますが、これは全国に約二十万戸以上存在するであろう不良住宅の居住者全体について申し上げたわけではないのでござい

ます。二十七年から第二種公営住宅をさきまして不良住宅改良事業を進めて参りまして、実施した調査に基づいて申し上げたわけでございます。主として神戸市の番町でございます。とか、京都市等で比較的不良住宅地区改良といふものが進んでおるわけでございますが、そういう地区の実例から申し上げたわけでございます。従いまして、全国の二十万戸以上の不良住宅における居住者について、現在負担しておる家賃がどのくらいであるかという詳細な新しい調査は現在持っていないわけでございます。ただ、三十四年度におきまして、法律にはありませんけれども、千五百戸程度の改良住宅の建設を行なつてきておりまして、三十五年

度にはこれが二千戸となるわけでございますが、この程度の事業の伸び方ではいけば三十五年程度には、やはり三分の二の補助率でもやり終らせるだろうという見通しを持つておるわけでございます。全国的に二十万戸の不良住宅を解消する、そこまで事業が促進されていくという将来につきましては、先ほど政務次官からもお答え申し上げましたように、家賃の負担力の均衡を考へまして、建設省といしま

してはできるだけ第二種公営住宅よりもさらに高い補助率を実現したい、かように考へておるわけでございます。○二階堂委員 三十五年度に計画実施されようとしている地区は、一体どこを考へておられるのですか。

○神田政府委員 これにつきまして、ただいま地方公共団体から要望をとりまして、いろいろと打ち合わせ中でございますので、まだ確定してはいないわけでございます。

○二階堂委員 ことしの予算の折衝の際にも、私も直接大蔵当局あるいは部会を通じて意見を述べたこともありますが、せつかくこういう特別な法律を作つて不良住宅を解消しようということですから、しかもこの法律の第十

条、第十一条を見ますと、かなり強制的なおしが出てきておると思うのです。そうであればあるほど、さきの山中君の議論もありましたが、やはりある程度一般の、第二種公営住宅の家賃よりも低くしていくということが、この法案の持つ社会政策的な意味にも合致するゆゑんであるかと思つております。

そこで、ことしは予算折衝のときにも、建設省も家賃を引き下げる上において補助率をもう少しふやせという折衝をなさつたことは私も十分承知しております。しかしながら、いろんな事情で、公営住宅などの補助率になつたわけでございますが、三十六年度予算にあつたては、私はやはりこの点を強く建設省として主張されてしかるべきだと思つております。その点を特に私は御要望申し上げておきます。

次に、地方からの申し出によつて不良住宅の建設を行なうという、いわゆる施行する者の申請を待つてやるということなんです。その施行主体は市町村あるいは都道府県である、こういうことになっておりますが、市町村が主体になつてくるかと思つて行なう。市町村が財政の能力等がなくて非常に特殊な事情、困つた事情がある場合には、都道府県がこれにかつて行なう。大体こういうふうなことに法律の趣旨はなつておるのじゃないかと思つたのですが、私はこの点が非常に不明確だと思つております。これは、市町村は財政が非常に豊かなところもあるでありますが、あるいはまた非常に財政力のないところがあると思つておりますが、かりに自分の方でやろうと思つてもやれない。そうすれば、申請を非常にちゅうちょする。ところが、申請をしても自分の方でやれないとなると、県の方から、今度県がかわつてこれをやるということになつておりますので、施行者の責任と申しますか、主体のやるものが積極的にこういうものを解消しようというふうな意欲が非常に欠けてくるのじゃないか。これは県なら県が責任を持つて、こういう不良住宅地区があるなら、これを解消するといふような面を、もう少し私は明確にされておく必要がないかと思つております。市町村が主であつて、しかもやむを得ざる事情があるときとか、あるいは財政的に非常に困つておるといふときには都道府県がやる、こういうふうなことになるおると、やろうと思つてもなかなかやれない。そこで責任のなすり合ひをする。おれはやりたいのだが県がやってくれない、あるいは県が最初からやってくれないかといふことになつてくると、私は非常に消

極的な申請になつて終わるのじゃないかと思つておりますが、この点についてどういふふうにお考えですか。

○神田政府委員 市町村が財政的に能力のないような場合には、都道府県がかわつてやるわけでございますが、なおそのほかに、都道府県が施行者である市町村に対しては資金的な援助も与えることができるようにしたつてあるわけでございます。さうなことでございまして、私たちがいたしましては、市町村が第一になつておりますのは、地域社会に一番密着した立場にある市町村といふものがやはり住宅地区改良法の施行によつて当然なすべき義務があるといふような点から、市町村を第一の施行者にしたわけでございます。けれども、行政指導によりまして、都道府県が資金的に能力のないような市町村に対しては代行するなり、あるいは資金的な援助を与えるというふうなことを積極的に指導して参りたいと思つております。

○二階堂委員 除去するために国が二分の一の補助をする、それから建設費については三分の二の補助をする。そのうすると、あとは、自治体の市町村がやる場合には、政令あるいはほかの方法によつて、たとえば除却する費用の残つた二分の一のうちは県が持つとか、あるいは建設費の何分の一は県と市町村が持つ、こういうふうな区分になるようにお考えなのですか。あるいはそれを施行する自治体等が除却の場合は二分の一、あるいは建設費の三分の一全額を持つ、こういうことになるのですか。また財政的に非常に能力のないところは、起債の面でこれを見

てやるというふうなところまでお考えになつておるわけですか。自治庁との話し合いはどうなつておるのですか。

○神田政府委員 ただいまの都道府県の資金的な援助の面でございますが、その負担の割合等につきましては政令で規定するところまでは、残念ながら自治庁との折衝でも、ついてないわけでございます。従いまして、われわれとしては行政指導でなるべく援助をするようにということで実施して参りたいと思つておるわけでございます。

なお、事業主体の補助金以外の負担金でございますが、これにつきましては、公営住宅と同様に自治庁の方で起債の対象にしていただけたらということではついております。

○二階堂委員 私はやはり資金の面が一番問題になつておると思つておりますので、この点は十分一今後行政指導のよろしきを得ていただきたい、かように思つておりますし、なお同時に、この起債の面等で十分めんどうを見るような措置が備わつてこそ初めてこういう法律の施行が完遂できるのだ、こういうふうにお考えなのですか、この点についても、大した額でもないと思ひますが、二千戸と申しましては金額がどのくらいになるかわかりませんが、そういう面についても、やはり財政能力のない市町村に対しては起債等で十分めんどうを見たいといふような措置が講ぜられなければならぬと思つております。

第十條、第十一條を見ますと、この中に問題にすればいろいろ議論の余地があると思つております。かなり強制的に不良住宅といふものを政府の力によつて、もろん法的な手続ある

七

いは自治団体等の協力を得てやることにはなっておりませんが、不良住宅を除却しなければならぬとか、あるいは相当地期限を定めてこれを明け渡すことを命ずることができるといふような、何か知らぬが非常に強い権力をもってぜひこれをやるのだというふうなおんがが出ておると思うのです。もちろん、こういうことをやるには、それぞれ法的手続なり、その他の協議等を經て、納得の上でやるということになつておりますが、やはり法律そのものの持つ意味というものは、問題にすれば幾らでも問題になるような箇所があらうと思つております。これらの点については、またいずれ私もお尋ねいたしてみたいと思つてあります。

問題は、そうしますと、不良住宅を除去する場合に、今度は第十四条であります。一時の収容施設を作らなければならぬ、こうなつております。そこで、一応不良住宅区域が指定されて、そこに住む者が納得して、そして計画等が樹立された場合には、そこに居る人におつてもらうために一時の収容施設というものを作らなければならぬ。これは当然のことだと思つております。しかしながら、現在住んで居る場所に近いところに一時の収容施設を作る場所がある場合、あるいは計画がそういうふうな立てられた場合には、これはさしたる問題は無いと思つておりますが、もしそういう場所がないときには、あるいは相当遠いところに一時の収容施設を作らなければならぬといふことになるかと思つております。そうしますと、住宅を建設するのでありますから、一週間や二週間です。その住宅は建つものではない。相当期

間がかかる。あるいはその中の一人や二人が問題を起して、なかなか立ちのかないという場合が起りますと、六カ月ないし一年かかるかも知れません。そうしますと、遠いところに一時収容された者が、たとえば働く場所に行くにしても電車賃を払わなければならぬとか、交通費がかかるとかというふうな場合が出てくるかと思つております。そういうような場合に、一方には強制的にそこへ一時収容させる。ところが、そこに移された者はいろいろなことで不便を感じ、交通費等がよけいがかさんでくる場合があると思ひますが、そういうようなことがあつた場合には、その人たちの生活費がかさむわけでありまして、どういふふうなそれを措置されるつもりか。

また、一時そこに収容されて引越したところが、たまたま火災等によつて焼けて、大へんな被害をこうむるような場合が万一起こらぬとも限らぬ。そういう場合には、そういう人たちの被害といふものに對する補償とかいふようなものはどうされるつもりか。そういう場合が万一起こらぬとも限らぬ。私の友人が引越して、あくる日火事で焼けたといふこともある。ところが、これは十條、十一條によつて納得の上とはいへ、不良住宅地区を一応政府の力によつて、あるいは自治団体の協力によつて解消して、新しい家を建てて。そのために一時引越せ。こ

ういうものが起つた場合には、これは自治体と國が責任を持つて、ある程度の補償をするといふことになるわけですか。それとも、それは、もうとにかく自分の災難なんだからしょうがない、こつたふうな考えられて、ほつておかれていいものかどうか。これはそこに移る人が貧乏人であればあるほど、そういうことまでわれわれは心配せざるを得ないのでございますが、どうなんですか。

○神田政府委員 一時収容施設でございますが、これはなるべく改良地区に近接した、あるいは改良地区内の敷地内の空地を活用して建てるといふようなことで、全戸数につきてはこれを建てるのでなしに、事業の進度に合わせながら、その一時収容施設を回転して使用していくといふようにいたしたいと思つて居るわけでございます。たとえば東京都におきましては、パイプ製の組み立て住宅をその一時収容施設に使用して、現在やつておるわけでございます。そういうような構造の一時収容施設が、建設するとすれば望ましいと考えておるわけでございます。

なお、災害の場合でございますが、施行者の方といたしましては、できるだけ管理を十分にいたしまして、そういう災害の起きないよう十分に監督をしていただきたいといふように考えておるわけでございます。この一時収容施設にたまたま火災が起きた場合の罹災者の救助あるいは補償等につきましては、この法律には特に定めてないわけでございますが、その実情に應じて、施行者の方で、それぞれ救済措置を考えていただきたいといふように考えておるわけでございます。

○二階堂委員 まあ私は、ある一角を不良住宅地域ときめて、そうしてそこにある住宅を建て直すといふことで除却する。そうしてまた、一ぺんに計画に従つて新しい耐火構造等の住宅を建てるわけでありまして、そこに五十戸住んでおる者の家を五十戸分建ててやるということになるかと思つておりますが、今住宅局長の話によりますと、まず十戸だけ建てて、そうして十戸だけその人たちにそこに引越してもらふ。一ぺんに建て直すといふことではないといふような意味にも私はとれるような感じがいたしましたのでございますが、しかし、いづれにしましても、十戸入れるから十戸建てて、そこに十戸収容する。あとの四十戸は漸次また建てただけ入れるのだといふようなことでは、なかなか工事も促進しない。一ぺんに一つの区域を撤去して、そうして一ぺんにそこに新しい住宅を建てるといふことでなければいかぬと思つております。そうなれば、一ぺんにそこにおつた人たちをある収容施設に収容しなくちゃならぬといふことになるかと思ふ。

また私は、災害等が起らないといふことは望んでやまないわけですが、最近火災等がたぐさある。いろいろな事故がある。そういうことが万一起つた場合、これは金持ちであれば心配はないわけですが、非常に貧乏人が多いのじゃないかと思ふから、私は心配をする。

さらに、遠いところに行つて、交通費が一日五十円かかるというところになると、一カ月なり六カ月なり、それだけ自分の生活費がよけいにかかるわけ

です。そうすると、新しい家を作つてもらう間、そこに引越したために自分の生活が苦しくなるといふことも起り得ると思ふ。また、さつき言つたように、ほかのところからの火災の影響を受けて自分の住んで居るところが焼けになる。そういうことが起らないように指導監督されるといふことは当然でしよう。しかし、そういうことが起つた場合どうするかといふこと、われわれはこの法律をせつかく作つて、そうして貧しい人のためによくしようといふ趣旨ですから、それであればあるほど、やはり行政官庁としては手落ちのないように指導されることが私は当然ではないかと思ふので、こつたふうな心配するわけですから、お尋ねしておきたいと思ふので、またそういうことも今後の行政指導の上に十分に生かしていただきたい、かように考えるわけですが。

第十條、第十一條等の問題につきましては、私はもう少し法律、特に土地収用法等をよく勉強して、さらにお尋ねいたしたいと思つておりますから、本日はこれで私の質問は終わります。

○羽田委員長 岡本君、

○岡本(隆)委員 この法律については、趣旨において非常に賛成でございますけれども、それであるだけに、現在こつたふうな地区が非常に多くて、建設委員会の調査室でも調査に参りました。この不良住宅地域は全国で千四、五百あり、戸数にすれば二十万戸をこえるかと推定される、こつたふうな数字が出ております。私はまあ、戸数は多しといふように思ふので、そこで、そういたしますと、二千

○稗田政府委員 二十七年頃から公営

そこで、あなたの方では大体五十戸ぐらいを基準に、この程度の住宅が集団的にあるところを不良住宅地区と見ているというようなお話を、いつか承ったように思うのでございますけれども、しかしながら、散在的にウナギの寝床のような相当ひどい、たとえば入口が一方にあるだけであって、その

○稗田政府委員 全国的な統計といふ

行ないました総理府の住宅事情調査でございしますが、それによりまして、必ずしも不良住宅とびつたりイコールではございませんけれども、腐朽危険な家屋の戸数は把握してございます。大体一昨年の十月の統計によりますと、

六十八万戸の老朽危険な家屋があるという事になっておるわけでございます。そのうち散在しておるのが何戸か

ということは、わかりかねますけれども、一応そういうような老朽家屋があるということで、国の長期住宅政策を立てておるわけでございます。

それから、住宅地区改良法の適用の対象となりますのは、先ほど申し上げましたように、ある程度そういった不良住宅が密集しておりまして、その街

くわつてございますが、公営住宅に

「非常に危険である」といふふうな状態になりますと、建築基準法によりましてこれの除去処分命令が出せることになるわけでございます。その場合には、その入居者は公営住宅に特定の入居ができることになっておるわけでござい

す。役いまして、骨存しておる老朽家屋につきましては、そういった公営住宅法の入居の基準等を活用いたしまして、あわせてやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○岡本隆委員 老朽不良住宅六十八万戸というのは、おそらく相当ひどい環境の中に住んでいる人たちの住宅をさすものであらうと思うのでございますが、住宅政策をどんどん進めていたかどうかによりお願いしたいと思います。

なお、この住宅地区改良の対象としては、従来は大都市の中の集团的な大きな不良住宅地区というふうなものが

取り扱われてきていたのではないかと
思うのでございます。しかしながら、
この法律の趣旨そのものは、中小都市
あるいは町村、今日では合併して村と

いうものではなく、なつてきつゝあります
が、そういうふうでないかの方の町で
も、京都あるいは奈良、関西方面では
相当環境の悪いところがたくさんござ

○**稗田政府委員** この法律の適用対象

市計画区域内で改良地区を指定する場合には、都市計画審議会の議を経て都市計画の調整をはかるように定めてあるわけでございまして、それ以外のところはそういう都市計画審議会の議を経ないわけでございます。こういうこ

とは同時に、そういうような中小都市、あるいは町村においても、集落してそういうものが発生しておるところにつきましましては適用するつもりでございます。

○井原委員　ちょっと、お尋ねしておきます。結局は家賃の問題が非常に問題になると思うのです。それで、県あるいは市によっては、あるいは三分の一の負担を全額負うても、周囲の環境とか衛生すべての方面から考へて、

そのまま建てかえて、むしろ、ただでも、のいてもらいたいと希望しておる

市もあることはよく私わかっていま
す。そういうことは大して問題ない
のですが、実際に貧弱町村で赤字で
困っているところに、集団的に五十戸

でなくとも、三十戸、二十戸という非常に困つた部落が各所にあり、私らの県にもたくさんあるわけです。そういう場合に、さきに各先生方のおつ

しゃつたように、家賃が非常に問題になると思ふのです。

それでは、この際まずお尋ねしておきたいのは、木造とか鉄筋の場合に、何年くらいを目標にして償却するかということが一つ、それから、やはり行政措置の問題としては、

よほどこれは県なり当該の市と厚生省と、よくいろいろ具体的なことを個々に当たって研究してもらつて、そして建設省としては三分の二以上というわけにはいかぬでしょうが、他の方法でどうなるかというのをよく究極的に研究をして、遺憾ない割当をしてやるようにしてやらなかつたら、せつかく割り当てたけれども現場で実際にできないという事態が起こるかと思ひますので、そういう点を厚生省と大いによく研究してもらつて、この委員会でも十分厚生省の立場に立つて答弁できるような資料を次の機会までに作つてもらひたいと思ひます。

○二階堂委員 ちよつと、資料を委員長に要求したいのです。

東京都内において不良住宅地区と考へておられる二、三地区の中で、その中に生活しておる人の実態の資料が得られるならば、厚生省なり東京都なり、あるいは建設省を通じてなり、できるだけ詳細に提出していただきたいと思ひます。

○羽田委員長 そのことについてはこの次の金曜日の午後、スラム街を委員会として視察したいので、資料を一つお願いいたします。

○羽田委員長 この際お諮りいたします。当委員会におきまして審査中の治山治水緊急措置法案につきまして、た

だいま農林水産委員会より連合審査会の開会の申し出がありました。つきましては、来たる十七日、定例日外であります。特に農林水産委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

なお、来たる十六日の定例日は、参議院予算委員会公聴会の予定の日に当たりますので、建設大臣、農林大臣、企画庁長官及び大蔵省、運輸省、厚生省、通産省当局の出席を求め、午前、午後にはわたり質疑を行なう予定でございますので、この際念のため御報告しておきます。

次会は明後十一日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

建設委員會議録第六号中正誤

ベ	段	行	誤	正
ニ	二	モ	ハ	バ
シ	シ	技	師	発
シ	シ	破	技	士
シ	シ	三	界	の
シ	シ	二	界	の
シ	シ	六	調	査
シ	シ	調	査	会
シ	シ	二	曲	げ
シ	シ	ま	げ	て
シ	シ	五	が	か